

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

- 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業木材課） 70  
○北海道道路管理規則の一部を改正する規則……………（維持管理防災課） 70

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 70  
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課） 71  
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 71  
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 71  
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 71  
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 72

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 72  
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 72

### 道立衛生研究所告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 75

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 75  
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 76

## 規 則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年7月27日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第49号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を

加える。

8 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金

12年以内  
（3年以内）

附則第2項中「者」の次に「であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているもの」を加え、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第9号まで」を「第10号まで」に、「同表第9号」を「同表第10号」に改める。

別記第1号様式の4の表の注8の事項中「場合は、」を「場合にあっては」に改め、「写しを」の次に「、同法第16条に規定する資金を調達方法とする場合にあっては同法第14条第1項に規定する特定植栽事業計画の認定書の写しを、それぞれ」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第50号

北海道道路管理規則の一部を改正する規則

北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和3年7月27日

北海道知事 鈴木直道

北見土地改良区

|                                                                                                           |                      |                          |       |                     |                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------|-------|---------------------|---------------------------------------------------------|
| 就退任の別                                                                                                     | 就退任年月日               | 理事・監事の別                  | 氏名住   | 所                   | に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。 |
| 就任                                                                                                        | 令和 3. 7. 1           | 理事                       | 岩崎隆幸  | 北見市東相内町879番地 3      | 令和 3 年 7 月 27 日                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 檜尾英司  | 同 端野町三区15番地 1       | 北海道知事 鈴木直道                                              |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 矢田目孝裕 | 同 豊田166番地           |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 福田堅一  | 同 広郷1256番地          |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 田中圭   | 同 東相内町90番地 4        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 橋本哲文  | 同 仁頃町560番地          |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 田井和重  | 同 上ところ605番地 5       |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 樫山敦史  | 同 端野町一区165番地        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 浅野目浩美 | 同 三楽町161番地21        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 監事                       | 黒須正幸  | 同 北陽217番地 3         |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 畑中利男  | 同 中央三輪 4 丁目518番地109 |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 今田和雄  | 同 常川369番地 3         |                                                         |
| 退任                                                                                                        | 令和 3. 6. 30          | 理事                       | 岩崎隆幸  | 同 東相内町879番地 3       |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 檜尾英司  | 同 端野町三区15番地 1       |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 矢田目孝裕 | 同 豊田166番地           |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 荻谷達雄  | 同 上仁頃230番地 2        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 福田堅一  | 同 広郷1256番地          |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 田中圭   | 同 東相内町90番地 4        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 貝瀬英樹  | 同 北上718番地           |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 浅野目浩美 | 同 三楽町161番地21        |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 監事                       | 黒須正幸  | 同 北陽217番地 3         |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 畑中利男  | 同 中央三輪 4 丁目518番地109 |                                                         |
| 同                                                                                                         | 同                    | 同                        | 今田和雄  | 同 常川369番地 3         |                                                         |
| 伊達土地改良区                                                                                                   |                      |                          |       |                     | 北海道知事 鈴木直道                                              |
| 就退任の別                                                                                                     | 就退任年月日               | 理事・監事の別                  | 氏名住   | 所                   |                                                         |
| 就任                                                                                                        | 令和 3. 7. 9           | 監事                       | 加藤孝吉  | 伊達市長和町248番地 9       |                                                         |
| 北海道告示第522号                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、上ノ国土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。 |                      |                          |       |                     |                                                         |
| その関係書類は、檜山振興局に備え置いて、令和 3 年 7 月 28 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。                                                    |                      |                          |       |                     |                                                         |
| なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定                                                           |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 北海道告示第523号                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。                                       |                      |                          |       |                     |                                                         |
| その関係書類は、令和 3 年 7 月 28 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。                                               |                      |                          |       |                     |                                                         |
| また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して 6 か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。  |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 令和 3 年 7 月 27 日                                                                                           |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 北海道知事 鈴木直道                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 地区名                                                                                                       | 事業の種類                | 縦覧場所                     |       |                     |                                                         |
| 左岸島松                                                                                                      | 農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水 | 北海道石狩振興局                 |       |                     |                                                         |
| 訓子府北東                                                                                                     | 同                    | 北海道オホーツク総合振興局            |       |                     |                                                         |
| 北海道告示第524号                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。                                        |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 令和 3 年 7 月 27 日                                                                                           |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 北海道知事 鈴木直道                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 1                                                                                                         | 解除予定保安林の所在場所         | 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |       |                     |                                                         |
| 2                                                                                                         | 保安林として指定された目的        | 土砂の流出の防備                 |       |                     |                                                         |
| 3                                                                                                         | 解除の理由                | 道路用地とするため                |       |                     |                                                         |
| （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）                                                      |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 北海道告示第525号                                                                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。                                                |                      |                          |       |                     |                                                         |
| 令和 3 年 7 月 27 日                                                                                           |                      |                          |       |                     |                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>北海道知事 鈴木直道</div> <div>1 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）<br/>の所在場所</div> <div>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</div> <div>3 変更後の指定施業要件</div> <div>(1) 立木の伐採の方法</div> <div>ア 主伐は、択伐による。</div> <div>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</div> <div>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</div> <div>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</div> <div>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）</div>                                                                                                        | <div>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</div> <div>令和3年7月27日</div> <div>北海道空知総合振興局長 白石俊哉</div> <div>1 落札に係る物品等の名称及び数量<br/>北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</div> <div>2 落札を決定した日<br/>令和3年7月8日</div> <div>3 落札者の氏名及び住所</div> <div>(1) 氏名 株式会社HBA</div> <div>(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8</div> <div>4 落札金額<br/>211,420円</div> <div>5 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</div> <div>6 一般競争入札の公告<br/>令和3年6月8日付け北海道空知総合振興局告示第17号</div> <div>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</div> <div>(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課</div> <div>(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号</div> |
| <div>北海道告示第526号</div> <div>森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。</div> <div>令和3年7月27日</div> <div>北海道知事 鈴木直道</div> <div>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）</div> <div>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</div> <div>3 変更後の指定施業要件</div> <div>(1) 立木の伐採の方法</div> <div>ア 主伐は、択伐による。</div> <div>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</div> <div>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</div> <div>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</div> <div>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）</div> | <div>北海道渡島総合振興局告示第86号</div> <div>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</div> <div>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</div> <div>令和3年7月27日</div> <div>北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史</div> <div>1 入札に付する事項</div> <div>(1) 調達をする物品等の名称及び数量<br/>ロータリ除雪車（1.3m／700t級、装置幅1.5m、油圧チップバック、二人乗り、前輪ダブルタイヤ、カブラ、草刈装置（円盤式）） 1台</div> <div>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</div> <div>(3) 納入期限 令和4年3月25日（金）</div> <div>(4) 納入場所 入札説明書による。</div> <div>2 入札に参加する者に必要な資格<br/>次のいずれにも該当すること。</div>                                                     |
| <div>総合振興局告示及び振興局告示</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <div>北海道空知総合振興局告示第22号</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年7月27日（火）から同年8月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 令和3年9月7日（火）午後2時（送付による場合は、同月6日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608

### 11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., September 7, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than September 6, 2021)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima

General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16,  
Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9608

## 北海道宗谷総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月27日

北海道宗谷総合振興局長 辻 井 宏 文

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.5m／800t、6輪式、汎用ブレード、カプラ、油圧チップバック、二人乗り、草刈装置（ハンマーナイフ式）） 1台（交換契約によりロータリ除雪車1台（130PS）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。）

イ ロータリ除雪車（1.5m／800t、6輪式、油圧チップバック、二人乗り、カプラ、草刈装置（円盤式）） 1台（交換契約によりロータリ除雪車1台（S6K）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

#### (3) 納入期日 令和4年3月25日（金）

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能で

あり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

### 3 資格の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年7月27日（火）から同年8月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号  
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎4階入札室（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和3年9月9日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月8日（水）午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。</p> <p>また、北海道宗谷総合振興局のホームページ（<a href="http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp">http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp</a>）においてダウンロードすることができる。</p> <p>9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否<br/>平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。</p> <p>10 落札者と契約の締結を行わない場合<br/>落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>11 そ の 他<br/>平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、契約に関する事務を担当する組織</p> <p>(1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課<br/>(2) 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号<br/>(3) 電 話 番 号 0162-33-3711</p> <p>12 Summary<br/>A Nature and quantity of the products to be procured :<br/>a Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1<br/>b Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1<br/>B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 9, 2021<br/>(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., September 8, 2021)<br/>C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan<br/>Phone : 0162-33-3711</p> | <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和3年7月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 粟 井 是 臣</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量<br/>残留農業等検査機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</p> <p>2 落札を決定した日<br/>令和3年7月7日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所<br/>(1) 氏 名 NTT・TCリース株式会社<br/>(2) 住 所 東京都港区港南1丁目2番70号</p> <p>4 落札金額<br/>726,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告<br/>令和3年5月28日付け北海道立衛生研究所告示第17号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地<br/>(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ<br/>(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目</p> |
| 道 立 衛 生 研 究 所 告 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 北海道立衛生研究所告示第21号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 道 教 育 庁 教 育 局 告 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>北海道教育庁上川教育局告示第59号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和3年7月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量<br/>(1) タブレット端末（上川A地区） 一式 681台分<br/>(2) タブレット端末（上川B地区） 一式 681台分</p> <p>2 落札を決定した日<br/>令和3年7月12日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所<br/>(1) 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス<br/>(2) 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号</p> <p>4 落札金額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

- (1) 30,301,095円
- (2) 30,301,095円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年6月18日付け北海道教育庁上川教育局告示第46号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 北海道教育庁十勝教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

- 令和3年7月27日  
 北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳
- 1 入札に付する事項
    - (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
十勝管内道立高等学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 15校 64台分
    - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
    - (3) 納 入 期 限 令和4年3月18日（金）
    - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
  - 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
    - (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
    - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
    - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
    - (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
    - (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
    - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め

- るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 令和3年7月27日（火）から同年8月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎地下S会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
  - (2) 入 札 日 時 令和3年8月30日（月）午前11時（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）
  - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
  - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
令和3年6月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第28号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交 付 場 所 4に同じ。
  - (2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。  
 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<https://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者

とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- |       |   |                            |
|-------|---|----------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室       |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 0155-26-9237           |

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 64 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 30, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 27, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District  
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,  
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan  
Phone : 0155-26-9237

**北海道教育庁十勝教育局告示第36号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月27日

北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
学習用タブレット型端末 一式 17校 868台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月28日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年7月27日（火）から同年8月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎地下S会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年8月30日（月）午前10時（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年6月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第28号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ (<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/nyusatu.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet device for learning 868 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 30, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 27, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan  
Phone : 0155-26-9237

正 誤

○令和3年7月16日（本号第224号）

北海道教育庁上川教育局告示第54号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 行

57 22

誤 北海道教育庁上川教育局告示第54号

正 北海道教育庁上川教育局告示第58号